からの報告

|協働契約| のあり方の研究

対等なパートナーシップに基づく

1 地域子育て支援拠点事 業からの問題意識

関わった経験の少ない養育者 が増え、さらに転入者の多い 化の進展を背景に、子どもに かった。しかし近年の核家族 くは取り上げられることはな 育てを支援する必要性は大き ●当事者の活動から生まれた えば保育であり、在宅での子 これまで子育て支援とい と【地域子育て支援拠点】 「親と子のつどいの広場.

> きた。 としてその居場所が生まれて これも当事者を含む市民活動 所」が求められるようになり、 きた。この新たな課題に対し が多く見られるようになって で、「孤立した子育て」状況 て親同士が交流できる「居場

援のNPO法人や当事者を る。運営の担い手は子育て支 のつどいの広場」事業であ あり、その1つが「親と子 べきと事業化してきた経緯が し、広く市民に向けて実施す 行政もその必要性を認識

横浜では、地縁血縁もない中

の考え方が明確に打ち出され

筆 美紀

原 協働契約のありかたを考える研究会

❷協働事業であることの意味

執

細やかなサービスと地域活動 位置づけられ、「柔軟にきめ は「民間主体協働型」事業と いう必要がある」という行政 からこそ、計画上、拠点事業 ある。このような背景がある しい事業である』という点で たな課題について取り組む新 めた事業を、行政が制度とし 事者である市民が自主的に始 面が見えてくる。1つは の意味を理解する上でのポイ て位置づけた』ということと 。現在の社会背景による、新 ノトとして、2つの重要な側 ノウハウを活かしていくと この経緯から、協働事業 る (図 1 は市内15ヶ所に設置されてい まり、2010年3月時点で 置が始まった。拠点は市内各 こども青少年プラン」として 援行動計画、「かがやけ横浜 供)に加えて、地域の子育て 向けた直接サービス(居場所 の発展型として子育て家庭に てきた背景をもっている。そ 区に1ヶ所整備することが決 2005 (平成17) 年度から 支援施設として次世代育成支 の提供、子育て相談、情報提 含む任意団体が中心で生まれ 地域子育て支援拠点」の設 写真1)。

役割分担表を明文化する過程 担表」の作成を導入している。 になりがちであるが、とくに た雛型に押印するだけの行為 の契約は行政から出されてき な事務量をこなす中で、通常 は「協働協定書」と「役割分 の区において実施にあたって 委託形態をとりながら、全て ❸協働協定書と役割分担表 においては推敲を重ねながら 在拠点事業では契約の基本は この位置づけを受け、 事業開始においては膨大

があるものでもあった。 う意味では、それだけで成果 が双方クリアーになったとい をやっていくか、ということ まで何ができるのか」を忌憚 が深まり、目標に向かって何 ス、行動原理などの相互理解 スでもあった。各々のスタン なく発信できる貴重なプロヤ たいことは何か?」「今どこ しかし、現行の協働協定

れたものだが、あくまで季 進のための制度として考えら の全ての関係が約束されると く、これだけで運営者と行政 いう文書ではない。 協働協定書は協働事業推 確立したシステムではな 甲乙がお互いに「大事にし

写真1 港北区地域子育て支援拠点 「どろっぷ」



横浜市次世代育成支援行動計画(後期計画) かがやけ横浜こども青少年プラン(素案 概要版)より

書では行政内部において定

地域における子育で支援の充実

ニーズ調査等から見える状況

たとも言える。

と発注者」の関係は変わらず 本質的には協働には馴染まな 託契約である以上、「受注者

問題意識からスタートした。 私達の研究はこのような 研究会の目的―条例、

規則等に根拠がない協

当者の工夫により様々なやり る事業」とされているが、現 任を明確にしながら、実施す 目的を共有し、役割分担と青 もとに、企画段階から参画し 理解・尊重し、対等な関係の 年7月)では「双方が互いを 推進の基本指針」(2004 方で実施されている。 に根拠がなく、各々の行政担 在横浜市の条例、契約規則等 |働事業について「協働

助成を受ける」かで、どちら 等性、自主・自立性の考え方 であり、行政は公益性を認め 後者は「NPO等が事業主体 NPO等は受注者」であり が、前者は「行政は発注者、 かの関係を取るのが一般的だ 約を結ぶ)」か「行政の補助 事業の委託を受ける(委託契 いうことになる。いずれも対 て金銭的補助をしている」と うとする場合には「行政から 行政と協働で事業を行お

> 係性とは言い難い。 を築いていくための適切な関 とは相容れず、真の協働関係

されていないのである。 のスタイルというものは確立 整合性においては、真の協働 が)、実際のところ契約との 法をとっている事例もある く、(「負担金」という支出方 と「補助」の2者択一しかな 支出の場面になると、「委託 浜だけでなく全国的に公金 策のキーワードになって沢山 基本方針(横浜コード)によ ける市民活動と協働に関する の事業が生まれてきたが、横 定など、「協働」が重要な施 年「協働推進の基本指針」策 民活動推進条例」、2004 る協働の6原則」を掲げて以 1999年の「横浜市にお 2000年の「横浜市市

言えず、現場の悩みは大きい。 変わってくることもないとは わってしまうと協働の中身が く、運よく事業が展開できて ものの、担当者に広く理解さ 夫」に最終的には委ねられて 行政担当者の「苦労と創意工 も、人事異動で担当者が代 れていないと感じることも多 しまうという恐れもある。 協働の基本指針」はある

動)と、法令等の制約の中で 立ち行かない現場(市民の活 柔軟で幅がないと活動が

> 見出すことが出来るのか、以 界があり、どの部分に活路を 行の契約行為のどの部分に限 はないだろうか。そこには現 働で行う」ことをもう1歩進 行政が「地域の課題解決を協 事業を行わなければならない な3点であった。 会で目的としたのは以下の主 上のような実態から今回研究 め、社会的に保障する仕組み

②①によって地域子育て支 と横浜会議【調査研究型 援拠点事業【施設運営型】 する契約の雛型を提案す の2種類の協働事業に関 進がどこまで可能か

③②を担保するための選考 焦点をあて、より包括的 フレームづける仕組みに のあり方について、あえ 方策を提案する協働事業 ブシステム = 具体的支援 から評価に至るまでのサ て「契約」という活動を

3 委託契約約款の問題

約約款」を添付している。 ては標準仕様として「委託契 横浜市は委託契約にお

①協働契約が単なる「理念的 的な契約行為」による推 な確認行為」から「実質

な政策提案を目指した。

場ではなく、発注者が優位に てしまっている。 非常に行政優位な契約になっ 働を推し進める一方で、実は 方についての議論がされてこ るだけで、適切な約款のあり 数盛り込まれている。 必要ないと思われる条項も多 るので、拠点の委託契約には 約款をベースに作成されてい 所管の審議会が作ったモデル 契約約款」という国土交通省 がわかった。 立った規定が多いということ れており、甲と乙が対等な立 なかったのが現状である。協 慣例に従って運用してい 元々「公共工事標準請負

協働契約3点セットの

ましい契約書式とその考え方 門家(弁護士)に相談し、望 わせながら、法律に詳しい専 を整理した。 こうした課題に焦点をあ

●協働契約を考える視点

考え方としては以下のと

を確認したところ、その内容 受託者(=拠点であれはその ているため「発注者(=市)、 は請負契約として記述され 今回、改めて約款の条項

民活動団体が自ら契約内容に

ついて積極的な提案ができる

化された契約書ではなく、市

行政が用意するパターン

①対等性の追求

おりである。

運営者)」の関係性で規定さ

性。対等な立場で当該事業遂

行のために過不足ないものと

ための中間組織の整備の必要 力量を持つこと。そしてその

(2)契約当事者たる市民活動団

していくこと。

般市民が存在することを意識

協働関係の背後に常に一 体と一般市民との緊張関係

価される存在であるというこ 契約当事者となった市民活動 が協働事業の主眼であるが、 でなく、行政と同様監視・評 団体は一般市民と同視すべき 般市民の力を施策に生かすの した契約内容にすること。一

わせるかどうかの判断につい ての一般市民にとって有益で 域に生かすことが受益者とし などについて免責にはならな 報公開、個人情報保護の義務 業はスタートしているが、情 ては十分な配慮が必要だとい ある、という観点から協働事 い。ただし全面的な義務を負 知恵と力を行政施策の領

(3)公金支出の適正さの確保 協働事業そのものに費や

題を早期に発見し、厳正に対 わば「性善説」から「性悪説 を広げると共に、行政にはい べきである。市民団体に間口 処できる仕組みを設けておく する必要があり、その上で問 業によるメリットを求めるな チェックされること。協働事 適正に使われていることが 様に透明化が図られ、 は、行政自体が行う場合と同 される公金の流れについて への発想の転換が必要である ある程度のリスクは想定 かつ

❷協働契約の形式

を書くべきである。 る。無駄をなくしてシンプル まま交わしてきた傾向があ 双方が内容を十分理解しない にすべきであり、互いに理解 つ不要な部分があり、当事者 し明示的に合意したことだけ 今までの契約書は難解か

案した (図1・2)。 を一契約書」に加えた3点セッ 割分担を定める「役割分担表 とし、より具体的な進め方や役 トを「協働契約書」として提 を協働にふさわしい「合意書」 な文書として、現行の「仕様書 **莱内容や分担を明記する具体的** そうした意味で具体的な事

組みであり、協働事業の幅、 この形式はあくまでも骨

> 内容にあった契約書を個別に く必要性があるだろう。 協働の仕組みを位置づけてい いくことが可能になるような 実施のときに、雛型を活用し ろう。将来的には具体的事業 だまだ議論を残すところであ 約書3点セットとしては、ま が了解していく上での協働契 材派遣型など合意内容を双方 ターン、イベント開催型や人 してみたが、そのほかのパ 設運営型のモデル様式を提案 3)。今回は調査研究型、 様式として提案してみた(図 アレンジできる雛型をモデル との性格を見極めながらその て個別に契約内容を審議して 旃

5 り方 の選考委員と評価のあ 協働契約を生かすため

目的は共有されていなければ

ても、事業そのものの理念や

ならない。

必然となってくる。 方についても再考することが の選考とその後の評価のあり しては、事業実施にあたる前 ことながら、その実質を担保 していくための大事な視点と 契約方式の仕組みもさる

ことが1つ。2006年から いくべき評価とがあるという 業であることの意味から見て 対する評価とそもそも協働事 評価には事業そのものに

前述の一よりよい協働の

定義は広いことから、事業ご 得られたかどうか?という項 りかえりの段階に明記されて ら生まれた「よりよい協働の 働事業提案制度モデル事業か 3カ年にわたり実施された協 業の特性を理解することは元 である事業者と行政の中で事 あり方も大事な視点である。 の成果を問う「成果評価」の 子育て力が向上したか、など もたらされ、どれだけ地域の 利用者が事業に主体的に参画 目に対してどれだけ受益者= ためのチェックシート」のふ 選考委員の一人ひとりにとっ より、それを選ぶ立場にある したか、意識や行動の変化が いるように、受益者が満足を セスの中で、協働の主体者 契約方式を決めていくプ

携環境を担保することにも繋 年1回程度でもその推移を確 がるのだと思われる。 営に責任をもって関わること 認し評価していくことが、運 員も選定して終了ではなく、 要ではないか。また、選考委 方について再考することも必 やり方など事業者選定のあり であり、継続性や地域との連 選定委員会やプロポーザルの そうなると、現在の業者

> 用しながら、一番大事な「自 評価」などを受け、公開して 設置などをしながら「第三者 場合によっては専門委員会の 己評価」に重きをおきなが いくことも必要であろう。 ら、「受益者評価」、「相互評価」 ためのチェックシート」を活

6 | 今後への提言

私達市民団体は事業運営

を通して市民側にとっても 視することなく、運用や解釈 が適合しているかどうかを注 施しており、自分たちが目指 の活用や慣例による流用で実 ついて、今までは既にある形 の根幹を規定する契約行為に ロセスに協働契約を位置づけ 運営の自覚や責任、成長のプ で現場は回ってきた。研究会 したいミッションと契約内容

ることが実はとても大事なこ

「役割分担表」 協働事業は 「契約書」 三点セットでII 事業開始までの流れ 合意書 役割分担表 約 役割分担表 契約書 合意書 Den 日相本品 前文 Des 基本理念 **モルモルの初** 展行方法

研究報告書 概要版 図 1

活力推進局がSTスポット横 営が挙げられる。資金は市民 Tスポット横浜、公益財団法 業」においてのNPO法人S 化教育プラットフォーム事 かってきた。 させている例があることがわ 第2ステップに入ったと捉え もって担える環境づくりに向 的にその事業を市民が責任を の一端かもしれないが、永続 もいえるのではないだろう サービスの担い手に成長して きた活動から、 れてきた成果ともいえ、当事 による4者協定による事業運 教育委員会、市民活力推進局 市民自治が高まっていく動き か。それは自主的、自立的に 活動の広がりと深化の成果と 体的に解決するために動いて 業に対する施策が推し進めら 働契約書』は、様々な協働事 人横浜市芸術文化振興財団 工夫しながら協働事業を成立 役割分担表」を合わせた『協 たとえば「横浜市芸術文 研究成果を発表するなか 他にも現行制度のなかで 横浜市域における市民 協働推進のステージも 地域課題を自らが主 新たな公共

研究終了後研究会は「新しい協働を考える会」として、他市町村や市域での協働で、他市町村や市域での協働で、他市町村や市域での協働を持ちの先行事例や困難事例を持ちたい方や関心のある方はぜひたい方や関心のある方はぜひたい方や関心のある方はぜひたい方や関心のある方はぜひたい方や関心のある方はぜひたい方や関心のある方はぜひたい方や関心のある方はぜひたい方や関心のある方はぜひたい方や関心のある方はでからない方のびーの)までお問いたい方のは、

り、局の要綱にもとづき交付申請を受け交付決定を行なっ申請を受け交付決定を行なっている。 このように同じ横浜市に おいて、担当局の創意工夫と おいて、担当局の創意工夫と おいて、担当局の創意工夫と が、ひいては条例などに基づ いた「協働事業に対する具体 いた「協働事業に対する具体

とであることを再確認した。

浜に補助する形をとってお

研究会提案から生み出さ

多ブルコー接種事業がネオオタブルコー接種事業がネオオインいては条例などに基づけとなる指針、ひいては条例などに基づいた「協働事業に対する具体的仕組み」が今こそ必要なの的仕組み」が今こそ必要なのである。

策定後10年を迎えた「横策定後10年を迎えた「横策定後10年を迎えた「横り具体的な仕組みづくりに向けて1歩を踏み出して欲しいけて1歩を踏み出して欲しいけて1歩を踏み出して欲しいけて1歩を踏み出して欲しいけて1歩を踏み出して欲しいけて1歩を踏み出して欲しいけて1歩を踏み出して欲しいけて1歩を踏み出していけるよう期待したいと思

目指す拠点の姿、評価の視点、役割分担等 (一部)

	項目	目指す拠点の姿	・ 評価の視点	平成20年度行動計画・達成目標	平成20年度行動計画・達成目標
		○:全拠点共通/☆:どろっぷ独自		(法人の役割)	(行政の役割)
- -	親子の	○利用する人を温かく迎え入れる雰囲気がある。	○利用する人を迎え入れるための配慮、工夫をしているか。○利用者の間に交流しやすい雰囲気ができているか。	○初めて利用する人には丁寧に 趣旨説明、オリエンテーションを行う。 ○初めて利用する人への声かけを積極的に行う。・・・	○新規転入者、第1子の親などの来庁時(妊娠届、転入届出時等)等に、拠点を積極的に紹介する。 ○必要に応じて、交流企画への協力を行う。・・・
	居場所	○世代、性別等を超え多様な養育者と子どもが訪れる場所になっている。	○多様な養育者と子どもを受け 入れる配慮、工夫をしている か。○父親、祖父母等の利用がある か。	○ひろばが親子で過ごすだけでなく、妊婦、多胎児、外国人籍、シッターなど多様な養育者及び子どもの利用のきっかけとなる参加型講座、交流イベントを行う。・・・	○多様な養育者及び子どもの受け入れに関する助言、協力をする。・・・

図2 役割分担表(港北区子育で支援拠点どろっぷ http://www.kohoku-drop.com/whatisdrop.htmlより)

契約書の構成についてのモデル様式 「協働契約のあり方を考える研究会」作成 平成21年3月

① (前文)

当該事業を協働契約という形で実施することを明示する。あわせて、協働契約の性格について説明する。すなわち、横浜コードにある、(1)対等の原則、(2)自主性尊重の原則、(3)自立化の原則、(4)相互理解の原則、(5)目的共有の原則、(6)公開の原則に基づくものであり、契約条項については、これらの原則に従った解釈をすべきであることを一般的に指摘する。対等性を示すために、「対等の立場で契約を締結する」といった表現を用いるやり方も考えられるが、こうすると、かえって実質的な行政の優位性を無視して「対等な立場で契約したのだから文句を言うな」といった逆手に取った解釈を生みかねないことから、これらの原則を解釈原理とすることを示すことにより、実質的な対等性を実現するような解釈が要請されるようにした。

② (目的)

実施する事業を明示し、かつ、従来行政が行ってきた業務に市民活動団体を導入するのか、市民活動を行政の中に位置付けて取り入れるのか等、経過と業務の基本的な性格を明記する。また、協働事業とすることで一般市民にどのようなメリットがあるかも示す。(以下省略)